

94. オランダ法

オランダ民法典では、他人の財産に対する出費の償還に関する最も重要な規定は、所有者・占有者関係を規律する法、より明確に言えば、しばしば準用される3編120条から124条に置かれた規定に含まれている。こうした規定は、非債弁済を規律する法（6編206条）、物権的返還請求権を規定する法（5編2条）および事務管理法（6編199条）に準用されている。非債弁済の給付受領者がそれに改良をしたときは、6編203条により給付は返還しなければならないが、6編206条に従い償還請求ができる。この規定は、今度は、3編120条・123条・124条を参照している。すなわち、これらの規定が、取得された果実の返還、「出費の償還」及び損害の補償に「準用される」。3編120条2項・4項・121条2項は、善意占有者と悪意占有者を区別している。悪意占有者は、不当利得返還請求権（6編212条）の要件が充たされたときのみ、他人の財産に対して出費した金銭の償還を求めることができるにすぎない。

95. バルト3国

エストニア債務法1042条は、他人の財産の改良に使用された出費の場面における利得問題の解決を規律する包括的な規定を置く。償還請求権は、その財産の所有者に生じた利得の額に限定される。同条2項は、押し付けられた利得の場合を含む混沌とした例外を示している。追加的な規定が財産法88条に見られるが、同条は財産に必要な改良を行うのに金銭を出費した占有者に有利に機能する。88条2項〔訳注：1項の誤りか〕によれば、有益な改良は債務法1042条で規律される。ラトヴィア民法1064条によると、財産の占有者がその財産を守るために取得したか、所有者の利益のために金銭を出費したときは、財産の取得に支払った費用額についてその所有者に対する利得返還請求をすることが認められている。